

村山市競争入札参加資格者指名停止要綱

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(随意契約の指名停止)</p> <p>第 12 条 随意契約に参加する者の指名停止については、この要綱の例により行うものとする。</p> <p><u>(指名停止の解除)</u></p> <p>第 13 条 <u>指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。</u></p>	<p>(随意契約の指名停止)</p> <p>第 12 条 随意契約に参加する者の指名停止については、この要綱の例により行うものとする。</p>